

### 3. お支払いに該当しないと判断したご契約件数・具体的事例

#### 【2008年度お支払いに該当しないと判断したご契約件数】

お支払い非該当判断事由	合計		
		保険金	給付金
詐欺による無効	0 件	0 件	0 件
不法取得目的のため無効	0 件	0 件	0 件
告知義務違反による解除	795 件	339 件	456 件
重大事由による解除	1 件	1 件	0 件
免責事由に該当	624 件	485 件	139 件
支払事由に非該当	7,932 件	2,244 件	5,688 件
その他	116 件	0 件	116 件
合計	9,468 件	3,069 件	6,399 件

(注) 1. 上記件数は、個人保険・個人年金保険・団体保険等のお支払いに該当しないと判断したご契約件数です。

2. 上記件数には、お支払い事由となる所定の入院日数に満たないご請求など、ご提出いただいた書類（診断書等）から、約款上明らかに非該当となる件数を含んでいます。

#### 【ご参考：2008年度お支払いした件数】

	合計		
		保険金	給付金
お支払い件数	950,768 件	109,977 件	840,791 件

(注) 1. 上記件数は、個人保険・個人年金保険・団体保険等のお支払い件数です。なお、満期保険金・生存給付金・一時金・L.A. ボーナス・ペイバック等、支払査定を要しないものは含んでいません。

2. 上記件数は、ご契約単位ではなく、各保険金・給付金ごとに集計したものです。

【用語のご説明】

<p>詐欺による無効</p>	<p>告知義務違反の内容が特に重大な場合などには、詐欺としてご契約を無効とさせていただくことがあります（ご加入後2年を経過後でも無効となることがあります）。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。</p>
<p>不法取得目的のため無効</p>	<p>保険料・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただくことがあります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。</p>
<p>告知義務違反による解除</p>	<p>保険加入（ご契約の見直し、特約中途付加や復活等を含みます）に際して、故意または重大な過失によって、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合にはご契約を解除することがあります。解除時点の計算に基づき返戻金がある場合には、これをお支払いいたします。</p>
<p>重大事由による解除</p>	<p>保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合には、ご契約を解除することがあります。解除時点の計算に基づき返戻金がある場合には、これをお支払いいたします。複数の入院関係特約に加入して入院に関する給付金が極めて大きな金額になっている場合など、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる場合にも、ご契約（主契約および他の特約を含みます）を解除することがあります。</p>
<p>免責事由に該当</p>	<p>約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いしない事由を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、被保険者の自殺、災害死亡保険金について、契約者・被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び運転等による死亡の場合などがあります。</p>
<p>支払事由に非該当</p>	<p>約款には、保険金・給付金ごとに、お支払いする事由を規定しており、ご請求いただいた際、この支払事由に該当しないと判断させていただく場合があります。主なものとしては、高度障害保険金について、高度障害状態の原因となった疾病や傷害がご契約の責任開始前に発生していた場合などがあります。</p>

【お支払いに該当しないと判断したご契約の具体的事例】

＜保険金＞

事由	種類	事由例	非該当とした事案の概要
告知義務違反による解除	死亡保険金	告知義務違反による解除	「肝細胞癌」による死亡にて死亡保険金をご請求いただきましたが、契約前に「肝癌」と病名を医師から告知されていた事実の不告知が判明し、死因との因果関係が認められました。このため、告知義務違反としてご契約を解除し、死亡保険金はお支払い非該当といたしました。
支払事由に非該当	災害死亡保険金	支払事由に非該当	食事中に喉がつまり窒息死されたことから、災害死亡として災害死亡保険金をご請求いただきましたが、以前より脳梗塞による嚥下障害があり、医師から「食事は右を向くようにして飲み込む。水分はとろみをつけないとむせる。ゆっくり食べさせる」等の注意を受けていらしたことが判明いたしました。このため、疾病を原因とした嚥下障害による窒息死（約款に定める「不慮の事故」の除外項目）と判断し、災害死亡保険金はお支払い非該当といたしました。（普通死亡保険金はお支払いいたしました）。
	高度障害保険金	支払事由に非該当	「脳内出血」にて高度障害保険金をご請求いただきましたが、発語による意志疎通が可能で、入浴は常に他人の介護を要するものの、食物の摂取、排便・排尿、排便・排尿の後始末、起居、歩行は概ね自力で可能（一部動作のみ介護を必要とする状態）とのことでしたので、約款で定める高度障害状態とはお認めできず、高度障害保険金はお支払い非該当といたしました。

＜給付金＞

事由	種類	事由例	非該当とした事案の概要
告知義務違反による解除	入院給付金	告知義務違反による解除	「気管支喘息発作」による入院にて、入院給付金をご請求いただきましたが、契約前に「気管支喘息」と診断され、今回入院まで継続して通院されていた事実の不告知が判明し、請求傷病との因果関係が認められました。このため、告知義務違反としてご契約を解除し、入院給付金はお支払い非該当といたしました。
免責事由に該当	入院給付金	免責事由該当（故意または重大な過失）	「意識障害状態」による入院にて、入院給付金をご請求いただきましたが、原因は縊頸（自殺企図）による後遺症であることが判明いたしました。このため、免責事由である「被保険者の故意または重大な過失」に該当すると判断し、入院給付金はお支払い非該当といたしました。
支払事由に非該当	入院給付金	支払事由に非該当	「虚血性心疾患」により2日間入院され、入院給付金をご請求いただきましたが、ご加入いただいていた入院特約は継続5日以上入院を支払い対象とするタイプの特約であったため、入院給付金はお支払い非該当といたしました。